

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	葉山町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hayama.lg.jp/kurasu/tetsuduki/mynumber.html

執行機関名 葉山町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、 <u>身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているものをいう。以下に同じ)が移動手段として、自動車を自ら所有し、自ら運転する場合(以下「本人運転」という)又は重症心身障害児者(神奈川県重症心身障害児者の認定を受けているものをいう。以下に同じ)と生計を一にする者が、重症心身障害児者の移動のために、所有し、専ら運転する自動車を改造する場合(以下「介護運転」という)に、その改造費用又は改造された自動車の購入費用を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱